

沼津市営住宅条例の一部改正（案）骨子に関する意見募集の結果について

沼津市営住宅条例の一部改正（案）骨子についてパブリック・コメントを実施したところ、市民の皆様から貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。皆様からいただきましたご意見と市の考え方・対応をお示し致します。

1. パブリック・コメント実施状況

- 実施時期：令和5年12月15日（金）から令和6年1月15日（月）まで
- 閲覧場所：沼津市ホームページ、沼津市役所（6階住宅営繕課・2階生活安心課）、市内各市民窓口事務所、沼津市立図書館
- 提出者数：1名
- 意見数：電子メール1通

2. 提出された意見の内容及び市の考え方

沼津市営住宅条例の一部改正（案）骨子パブリック・コメント			
No.	意見の内容	市の考え方・対応	修正の有無
1	60歳未満の単身入居のところにある「4カ月以上申込みの無い住戸に限る」この条件は撤廃すべきである。その理由としては入居してから結婚して2人世帯になることもあることやたとえば3カ月以上申込みの無い住戸があった場合、無駄に1カ月またなければいけないこと、この場合、市も家賃1カ月分損をすること、2人以上の世帯と同条件（抽選とか）で決めるべきであること、セーフティーネットの役割という改正の趣旨に反することなどからである。	60歳未満で単身入居を希望される方の申込みできる住戸を、4カ月以上申込みの無い住戸に限定することは、これまで単身入居が認められていた60歳以上の方や生活保護者などの方が入居できにくくなることを防止するため、規則（沼津市営住宅条例施行規則）に規定する基準となります。当該基準は、今後の入居者の動向及び市営住宅の空き状況を勘案し、柔軟に対応してまいります。	無